

提出日：西暦2014年12月16日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所

報告者：若狭 しのぶ

研修テーマ	法律事務所事務職員研修(基礎研修・後期) 「破産管財(入門編)」
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知県弁護士会館 5階ホール
受講期間	2014年12月10日(水)13:30~15:30
研修内容	破産管財(入門編)
研修の成果 及び感想	<p>【破産手続開始前】</p> <ul style="list-style-type: none">・破産手続は、はじめ3~4日の初動が重要・副本受領時に確認すること 換価の方針、初動に何をすべきか、審尋・引継時に聞くべきこと・審尋がある場合に立会い(裁判官がいる場を有効活用する)・破産手続開始決定(17時になされる→翌日に必要書類を受領する) <p>【破産手続開始後】</p> <ul style="list-style-type: none">・高価品保管方法の届出(管財人口座の開設、通帳コピーの届出)・申立人・申立代理人との引継 転送郵便物の受渡方法、送料の取り決め 原本類の預り証の用意がない場合には作成 <p>【財産調査・換価開始】</p> <p>(1) 契約関係の処理(財団を減少させる原因となるため、原則解約)</p> <p>(2) 財産の換価</p> <p>(ア) 自動車</p> <ul style="list-style-type: none">・トラブルが多いため速やかに処理し、誰も運転できない状態にする <p>(イ) 預貯金・保険契約(法人名義の場合は少額でも残さずに換価する)</p> <p>(ウ) 売掛金</p> <ul style="list-style-type: none">・『売掛金は腐る』なぜ、破産した会社に支払わなければならないのかという気持ちを持たれ、時間がたつと資料を破棄されたりする・手続は4段階(請求書→内容証明→支払督促→訴訟提起)

	<p>金額・回収可能性・立証の容易性との兼合いで判断する</p> <p>(エ)出資金(払戻時期が決まっている場合あり)</p> <p>(オ)不動産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売れ易い物件の場合は業者を入れずに換価する場合あり ・土地の放棄は裁判所が認めない場合あり <p>(カ)その他(税金の還付と申告義務 など)</p> <p>(3)財産調査</p> <p>(ア)決算書・申告書のチェック:財産目録と記載が異なる場合あり</p> <p>(イ)転送郵便物のチェック:保険・株式・出資金が発見されることがある</p> <p>(ウ)債権者等からの情報提供:近所の人など</p> <p>(4)自由財産拡張の関係</p> <p>なるべく早く意見書を提出すると、変更しにくくなるメリットがある</p> <p>【債権届出書の受領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働債権については、お膳立ての必要あり <p>【財産状況等報告集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は、2週間前に裁判所からFAX請求される→1週間前に提出 ・書類作成の観点 ①数字は正確に ②債権者に見られる可能性を意識する <p>【配当手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易配当(配当額1000万円未満)、最後配当(原則、簡易配当以外) ・2週間の除斥期間経過後に配当を実施 <p>【免責調査報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結論不該当でも書記官メモに添って丁寧に書く <p>【用語解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S管財:少額予納管財(予納金20万、報告書が省略可能) ・N方式:No債権調査(債権届を送付せず、債権調査期日の指定を留保) <p>【事件終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原本類の返却 ・債権者からの問合せ(PDFを準備しておきFAXする) ・転送郵便物(約1か月間は届くので破産者と要打合せ) <p>(感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律事務の中でも、自分のこれまでの業務とは違う分野の内容でした。法律事務の広い分野の一角に触れることができたことが勉強になりました。 ・短時間で、配当以降の流れが詳しく解説されなかったことが残念でした。
添付資料	レジュメ、破産管財手続の流れ
受講者	若狭しのぶ

